

岩手県告示第150号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の2に規定する養殖業に係る次の加入区及び養殖業の区分について、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和7年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	養殖業の区分
崎山	ほたて貝養殖業
鰍ヶ崎	ほたて貝養殖業
平田	ほたて貝養殖業
唐丹町	ほたて貝養殖業
崎浜	ほたて貝養殖業
浦泊	ほたて貝養殖業
甫嶺	ほたて貝養殖業
気仙町	えぞいしかげ貝養殖業
大船渡	特定かき養殖業
小友	特定かき養殖業